

企画提案公募型事業者選定実施要領

【不登校児童生徒学習・居場所支援事業委託】

募集告知	令和8年 9月 4日（金）
参加表明書等提出期限 及び 質問受付期限	令和8年 9月18日（金）午後3時
応募資格審査結果通知 及び 質問に対する回答	令和8年10月 2日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年10月 9日（金）午後3時
応募者確定通知 及び ヒアリング実施通知	令和8年10月16日（金）
ヒアリングの実施	令和8年10月下旬
選定結果通知予定日	令和8年11月下旬
契約締結予定時期	令和9年4月（予定）

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区役所8階

中野区総務部契約課契約係

TEL 03-3228-8903

E-mail keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区では、不登校により学校や教育支援室（不登校児童生徒のための、学校に代わる居場所）、その他関係機関等も含め、どこの機関でも学習や体験活動につながっていない子どもに対する支援を充実させ、どの子どもどこかの機関とつながれることを目指し、不登校対策事業を実施している（以下より、中野区内在住または中野区立学校在籍で不登校もしくは学校に行きづらい傾向が見られる小学生及び中学生を支援対象者という）。

本事業の施策の1つで不登校児童生徒学習・居場所支援事業を委託により実施している。これは、教育支援室の運営を民間事業者へ委託し、学習支援に加え、支援対象者の興味関心に応じた体験活動や校外学習を行うとともに、居場所機能を充実させることで、支援対象者の自立に向けた支援を強化することを目的としている。

令和9年度からは、「子どもたちの生きる力」を育むために、支援対象者にとって、さらなる居場所づくり、コミュニケーション能力の育成や心身の安定、保護者支援の充実を図ることから、企画提案公募型事業者選定の方法により、運営能力、信頼性、社会性及び参考見積価格を総合的に評価し、効率的で質の高い委託事業を実施できる事業者の選定を行う。

2 内容

本公募では、次の案件の契約相手方を選定することとする。

不登校児童生徒学習・居場所支援事業委託

（詳細は、別添仕様書のとおり）

なお、仕様書には記載がないが、企画提案に本業務に有効な優れた内容があった場合は、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された見積金額が変更されることはない。

3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※本契約は単年度の契約であるが、契約内容に沿った良好な運営を行っている中野区が判断した場合は、次年度以降について契約を行う場合がある。

4 経費

対象案件の参考基準価格（消費税相当額を除く）は、次の表のとおりとする。

参考基準価格(総額)(税抜)
32,000,000円

※総額の経費見積額が参考基準価格（32,000,000円）（税抜）を超えた場合は、失格とする。

※参考基準価格とは、経費の概算見積額をいう。令和9年度予算案が確定していないため、予定価格の提示はできない。あくまでも評価の算定の際の参考基準額とするものであり、令和9年度の予算が確定した段階において、予定価格が参考基準価格を下回る場合がある。

※本事業は令和9年度一般会計予算に計上予定であり、議会の議決を得られることを条件として事業計画を定め、事業者選定を進めている。そのため、議決を得られないときには、契約を行わない場合がある。

5 応募資格

この企画提案公募型事業者選定に参加しようとする事業者は、下記（１）～（６）の要件をすべ

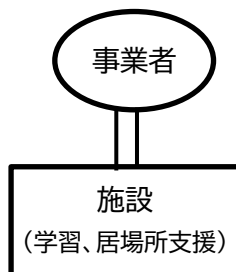
て満たしていなければならない。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

- (1) 平成28年度～令和7年度の間の同時期に、普通地方公共団体または特別地方公共団体が発注した不登校もしくは学校に行きづらい傾向が見られる小学生及び中学生を対象にした、学習及び居場所支援事業委託の履行完了実績があること。なお、当該実績は、原則として同じ施設内において1年以上継続して履行した実績(※)で、かつ、対面で直接実施した実績であることとし、当該実績について内容を確認できるもの(契約書等の写し)を添付すること。

※「原則として同じ施設内において1年以上継続して履行した実績」の該当可否は、下記を参照して判断すること。

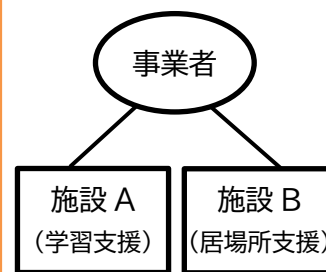
ア 同じ住所の施設内で、学習及び居場所支援事業委託を1年以上実施した場合

➡ 可



※同じ住所の施設内の異なる階で、学習及び居場所支援事業委託を実施した場合も、該当実績として認める。

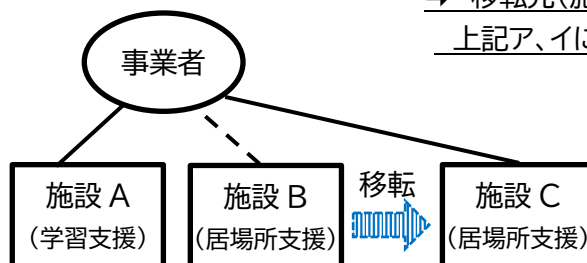
イ 異なる住所の施設で、学習及び居場所支援事業委託を実施した場合 ➡ 施設A・Bで、それぞれ1年以上実施していれば可



※A・Bどちらかの事業の実績が1年未満である場合は、該当実績として認められない。

ウ 契約期間中に、学習及び居場所支援事業を実施する施設の移転があった場合

➡ 移転元(施設B)及び移転先(施設C)の実施期間を通算し、上記ア、イに照らして該当実績に当たるかどうかを判断する



※左図は、上記イのパターンで居場所支援事業が施設BからCへ移転した例であるが、学習支援事業Aの移転の場合、または、両事業の施設がそれぞれに移転した場合、もしくは、上記アのパターンで施設が移転した場合も、同様に各事業の期間を通算し、該当実績に当たるか否かを判断する。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。
- (3) 参加表明時から東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる中野区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していること。
- (4) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。
- (5) 中野区契約における暴力団等排除要綱(2012年中野区要綱第148号)に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

6 参加申込方法

この事業者選定への参加を希望する事業者は、次表に定めるところによりすべての提出書類を作成し、中野区ホームページから電子申請サービス（L o G o フォーム）により申し込むこと。

（１）提出書類（データ）及び提出期限

		提出書類（データ）	書式	ファイル形式	提出期限
ア 参加表明時	必須	① 参加表明書	様式第１号	PDFファイル を電子添付	令和８年９月１８日（金） 午後３時まで
		② 事業者申告書	様式第２号		
		③ 業務実績等調査票	様式第３号		
	任意	※ 質問書 （ある場合のみ）	質問書様式	E x c e l ファイルを電子添付	
イ 参加申込時	必須	④ 参加申込書	様式第４号	PDFファイル を電子添付	令和８年１０月９日（金） 午後３時まで
		⑤ 企画提案書 （表紙・本文）	様式第５号		
		⑥ 見積書	様式第６号		
		⑦ 見積額の内訳	任意様式		

（２）提出方法

はじめに「ア」により参加表明書等を提出し、その後に「イ」に従い必要書類のデータを提出してください。

ア 参加表明書等

中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（L o G o フォーム）にアクセスし、画面の指示に従い全ての必須項目を正しく入力して（必要書類PDF添付含む）、下記の受付期間中に送信すること（窓口、郵送、FAXまたは電子メールによる提出は不可）。

◆中野区ホームページ「企画提案公募型事業者選定（募集中）」：

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/jigyousyasentei-bosyu/index.html>

（右の二次元コードからアクセス可→）



◆受付期間：令和８年９月４日（金）

～令和８年９月１８日（金）午後３時必着

なお、参加表明にあたっては、応募者の代表者印を確認するために、東京電子自治体共同運営電子調達サービス受付票（印鑑証明書を含む）のPDFファイルを添付すること。

イ 参加申込書等

上記アの受付期間終了後、応募資格を満たしていると確認できた事業者に、参加申込書の提出先を記載した電子メールを区から送信する。その内容に従い電子申請サービスにアクセスして、画面の指示に従い入力及び企画提案書等の添付を行い、下記の受付期限までに送信すること。

◆受付期限：令和８年１０月９日（金）午後３時必着

ウ なお、失格の場合もその旨を電子メールでお知らせする。令和８年１０月１２日（月）までにいずれの連絡も届かない場合は、総務部契約課（電話：０３-３２２８-８９０３）へ連絡すること。

（３）注意事項

- ア 参加表明書の提出がない場合は、参加申込を行えない。
- イ 所定の様式は中野区ホームページからダウンロードして作成すること。
- ウ 指定がある場合を除き、様式に添付する資料は認めない。
- エ 受付期間中に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。

オ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は責任を一切負わない。

カ 契約の締結にあたっては、区指定の標準約款を使用する。

(4) 企画提案書の作成における注意事項

ア 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはそのおそれのあるものについては記載しないこと。

イ 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む) なお、そのような記載があった場合には受理しない。

ウ A4判縦左綴じ、文字の大きさ10.5～12ポイント、本文10ページ以内とし、ページ番号を付すること。

エ ファイル形式はPDFとし、保護をかけないこと。

オ パンフレットや資料等、本提案書以外は原則添付不可とする。

(5) 提出書類の審査

前記(2)によりア、イの各提出期限までに提出された書類等については、以下のとおり審査を行う。

ア 電子申請サービス(L o G o フォーム)により、参加表明に係る有効な申請を行った者について、前記「5 応募資格」で定める各要件の適否等の状況を区で確認する。

応募資格審査結果は、令和8年10月2日(金)までに電子メールにより通知する。

なお、審査のため提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

イ 上記アの通知後、電子申請サービス(L o G o フォーム)により、参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類の確認を区で行う。

提出書類の確認が完了した場合、応募者として確定した旨を電子メールにより通知する(令和8年10月16日(金)予定)。

なお、提出書類について、区から内容の確認を求める場合があるので、上記アと同様に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

7 質問及び回答

(1) 質問方法(質問がある場合のみ)

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、前項「6(2)ア」の参加表明書等提出時に電子申請サービス(L o G o フォーム)に添付すること。原則としてそれ以外の手段による質問は受け付けない。

なお、質問書による質問は仕様書記載の業務内容に係ることに限り、その他参加手続き等に係る質問については表紙記載の連絡先に直接、電話等で問い合わせること。

(2) 質問期間

令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)午後3時まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、令和8年10月2日(金)までに、前記「6(5)ア」の審査により応募資格を満たしていると確認できた全事業者あてに、電子メールにて回答する。

8 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを実施する。

(1) ヒアリング実施通知の発送日（予定）

令和8年10月16日（金）

(2) ヒアリングの実施（予定）

令和8年10月下旬

(3) 場所

中野区役所

なお、詳細は前記（1）の通知により確認すること。ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

9 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、事業者の信頼性・社会性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別添、評価基準表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、令和8年11月下旬頃に書面で通知する。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第1位の事業者を中野区との契約締結候補者とする。当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

(5) 失格とする場合

企画提案書による評価点（書類審査及びヒアリング審査）のうち、書類審査の評価点合計が21点未満、ヒアリング審査の合計点が4点未満、書類審査（提案内容）の評価18項目のうち3項目以上が1点未満のいずれかの場合は、契約交渉の相手方としない。

評価点合計 114 点

①技術力評価 96 点		②信頼性・社会性 8 点	③価格点 10 点
実績	企画提案・ヒアリング		
3 点	93 点		

※ 価格点 = $50 \times (1 - \text{見積金額} / 32,000,000 \text{ 円 (参考基準価格)})$

ただし、価格評価の上限は10点とする。

10 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額についてインターネット上にて公表する。

11 その他

(1) この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出期限後の提出書類の差し替え又は再提出は原則認めない。

イ 提出書類の返還は行わない。

ウ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表し

ない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「6 参加申込方法（4）企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

エ この事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。

- （３）この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- （４）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護者される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、当該参加事業者が置くものとする。
- （５）提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

1 2 問い合わせ先

中野区総務部契約課契約係（区役所 8 階窓口）

〒164-8501 東京都中野区中野 4 丁目 1 1 番 1 9 号

電話番号 03-3228-8903（直通）

電子メールアドレス keiyaku-kyodo@city.tokyo-nakano.lg.jp